

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の
見直しに関する
調査研究報告書

平成29年3月

株式会社 三菱総合研究所

(v) 中国国家知識産権局 (SIPO)

中国専利法第 27 条は、「意匠専利の出願には、願書及び当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類」を提出しなければならないと規定する。

専利審査指南第 1 部分第 3 章 4.2 は、提出すべき図面について、意匠が立体製品に係るものであって、設計要点が 6 面に係るものであれば、当該 6 面の正投影図を提出しなければならないとしている。また、専利審査指南の同箇所によると、意匠が平面の製品に係るものであって、設計要点が 1 面に係るものである場合には、当該面の正投影図のみを、設計要点が 2 面に係るものである場合には、当該 2 面の正投影図を提出しなければならないとされている。そして、下記の場合には、図面の一部を省略できるとしている。

ただし、専利法実施細則第 28 条では、意匠の簡単な説明への記載事項として、「正投影図の省略などの状況を明記しなければならない。」と規定されている。

① 物品の設計要点が 1 又はいくつかの面にのみ係る場合 (専利審査指南第 1 部分第 3 章 4.2)

少なくとも、設計要点の関わる面の正投影図と立体図を提出すればよいとされている。ただし、意匠の簡単な説明において正投影図を省いた理由を明記しなければならない。

② グラフィカルユーザインターフェース (GUI) を含む製品の意匠の場合 (専利審査指南第 1 部分第 3 章 4.2)

原則として、製品全体を表す図面を提出しなければならないとされているが、GUI が動的なものである場合には、製品の全体を表す図面は、少なくとも 1 つの状態を表すもののみを提出し、その他の状態を表すものについては、画像を表す図面だけを提供すればよいとされていることから、製品全体を表す図面については、一組のみ提出し、その他については省略できると考えら

れる。

③ 各図が同一又は対称の場合（専利審査指南第1部分第3章4.2.4(4)(ii)）

当該箇所の記述を整理すると、下記表のとおりである。左欄に掲げられる場合には、それぞれ右欄に掲げる図を省略することができる。

専利審査指南第1部分第3章4.3(4)(1)によると、この場合、意匠の簡単な説明に、図面を省略した具体的な理由（例えば、「対称のためや同一のためにこれを省略する」等）を記載しなければならない。ただし、明記することが困難な場合には、図面の省略のみを明記（例えば、大型装置に底面図がない場合、「底面図省略」とのみ記載）してもよいとされている。

背面図と正面図が同一又は対称	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称	左側面図又は右側面図のいずれか一方
平面図と底面図が同一又は対称	平面図又は底面図のいずれか一方
大型な、又は位置が固定した装置及び底面が通常は見えない物品	底面図

④ 設計要点が2つの面に係る平面製品の意匠の場合（専利審査指南第1部分第3章4.2.4(5)(ii)）

この場合であって、背面図と正面図が同一又は対称の場合、若しくは背面図に図案がない場合には、いずれか一方の図面は、提出しなくてもよい。意匠の簡単な説明に、図面を省略した具体的な理由を記載しなければならない点は、上記②と同様である。

⑤ メジャー、型部材などのような細長い物品の場合（専利審査指南第1部分第3章4.2.4(6)）

製図時に、「中間の一部の長さが省かれたものの、2本の平行する二鎖線又は自然切断線で切断するような製図法を使用していない」場合には、図面の内容に欠陥が存在すると認められる、との記載が存在することから、所定の図法で意匠を表現する場合には、図面中の「中間の一部の長さ」の記載を省略することができると考えられる。このとき、意匠の簡単な説明には、長さを省略した旨を記載しなければならない（専利審査指南第1部分第3章4.3(4)(4)）。

⑥ 更紗や壁紙などの平面製品の場合（専利審査指南第1部分第3章4.3(4)(3)）

この場合、「必要に応じて平面製品におけるユニット図案が二方向連続又は四方向連続など限定する境界がない状況を記述する。」との記載が存在することから、当該ユニット（1単位）の図案以外の部分については、図面の記載を省略することができると考えられる。

なお、意匠の簡単な説明に、図面の省略の記載がある場合には、当該図面が開示されているものとして取り扱われる。他方で、そのような記載がない場合には、省略された図面には権利を求める内容がないとして、意匠の認定時には考慮されない²³。

ただし、省略された図面が類否判断に影響するか否かは、実際の状況に基づいて判断されるという。中国では部分意匠が保護されず、類否判断においては、意匠を全体観察の上、比較対象の意匠との相違点が、意匠全体の視覚的效果に顕著な効果を与えるか否かを総合的に判断する²⁴こととされていることから、意匠の一部のみに焦点が当てられないことがないためであるとされる²⁵。

²³ 中国知識産権局意匠審査部（編）『意匠の出願と保護』（知識産権出版，2015年）155頁参照。

²⁴ 中国における類否判断については、森99頁を参照。

²⁵ 以上につき、各国の意匠の表現260頁参照。

禁 無 断 転 載

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

請負先 株式会社 三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

電話 03-5157-2111 (代)

FAX 03-5157-2145

URL <http://www.mri.co.jp>

E-mail design-convenience-ml@mri.co.jp